

審査申出について

令和8年4月1日
和歌山市固定資産評価審査委員会

1 固定資産評価審査委員会の概要

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合、審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、審査の申出を審査決定するために設けられた中立的な機関で、和歌山市においては、市議会の同意を得て市長が選任した9名の委員で構成されています。

2 審査申出期間

審査の申出ができる期間は、価格公示日以後、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内になっています。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

ただし、地方税法第417条第1項の規定により、価格の公示日以後に価格が決定又は修正された場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査の申出ができます。

3 審査申出事項

審査委員会に対して審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）のみで、税額などの価格（評価額）以外の事項については、市長に対して審査請求することになります。

なお、3年ごとの評価替えの年度（以下「基準年度」という。）においては、すべての価格に関する事項について審査の申出ができますが、基準年度以外の年度については、以下の場合を除き、審査の申出をすることができません。

- 土地・・・地価の下落に伴う価格の修正について
（修正以外の事項については、審査の対象となりません。）
前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合
- 家屋・・・前年中に新・増改築等があった場合

令和8年度（2026年度）は基準年度外です。次回の基準年度は令和9年度（2027年度）になります。

4 審査申出人

審査申出ができる人は、固定資産税の**納税者**となっていますので、納税者以外の人は審査申出できません。

共有の場合は、共有者のうち1人でも審査申出はできます。

法人の場合は、代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等）を必ず添付してください。

審査申出は、代理人が行うこともできますが、その場合は、代理人であることを証明する書面（委任状等）を必ず添付してください。

5 審査申出書の記載方法等

- ① 審査申出書は、土地、家屋、償却資産により異なりますので、該当する審査申出書に記載してください。
- ② 審査申出書は、『**正副2通**』を提出してください。
- ③ 審査申出書には、提出年月日を記載し、「審査申出人」、「納税義務者」欄は必ず記載してください。

また、代理人が行う場合は、「審査申出人」欄には代理人の住所又居所（所在地）及び氏名（名称）（法人の場合は代表者氏名）を記載し、「代理人」に丸を付けてください。

- ④ 「審査申出の趣旨」欄には、所在地などの必要事項を記載してください。
- ⑤ 「台帳登録価格」欄には、固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）を記載してください。
- ⑥ 「申出の価格」欄には、審査申出人が主張する価格を記載してください。
- ⑦ 「審査申出の理由」欄には、審査申出人が主張する価格等の根拠などを、具体的に分かりやすく記載してください。
なお、「審査申出の趣旨」欄及び「審査申出の理由」欄にすべて記載できない場合は、別の用紙に記載し、審査申出書に添付してください。
- ⑧ 「添付書類」欄には、審査申出書に添付する書類などがある場合は記載してください。
- ⑨ 「口頭による意見陳述希望」欄には、該当する方に丸を付けてください。
- ⑩ 「納税通知書の交付を受けた日」欄には、納税通知書を受け取った日を記載してください。
- ⑪ 「地方税法第417条第1項の通知を受けた日」欄には、その通知を受けて審査の申出をする場合のみ、記載してください。

6 審査申出の流れ

審査申出書が提出されると、審査委員会は適法なものかどうか形式と内容を確認点検します。

その結果、記載事項に不備がある場合は、審査申出書の補正が必要となります。

審査申出書の記載などが適正な場合は、審査申出書を市長に送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めます。

弁明書が提出されれば、審査申出人にその弁明書を送付しますので、反論がある場合は、委員会が定めた期間内に提出してください。

なお、弁明書の送付に関係なく、反論や主張などの書面、審査申出人の主張を証明する証拠書類等はいつでも提出できます。

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期することも求められており、審査申出の件数が多数に上った場合など、審査に時間がかかることもあります。

7 審理の方法

審査委員会が行う審理の方法には、次の3つの方法があります。

審査は、原則として書面審理で行います。

○ 書面審理

審査申出人、市長双方から提出された書面だけで審査する方法となっています。ただし、審査委員会が審査のため必要がある場合は、実地調査を行います。

○ 口頭による意見陳述（審査申出人が希望した場合）

審査申出人が書面の提出とは別に、審査委員会に対して口頭で意見を陳述する審理方法です。ただし、その場で審査委員会が意見を述べたり、決定することはありません。

○ **口頭審理（審査委員会が審査のため必要がある場合）**

審査委員会が、審査申出人、市長（固定資産評価員、固定資産評価補助員）両者の出席を求め、両者の意見や主張を聴取して委員の心証を形成する審理方法です。なお、審査申出人が希望しても開催しないこともあります。

8 審査申出の取下げ

審査申出書を提出後、その審査申出を取り下げる場合（全部又は一部）は審査申出取下書の提出が必要となり、審査申出を取り下げる場合は連絡してください。折り返し審査申出取下書を送付しますので、記載後提出してください。

9 審査決定の種類

審査決定には次の3種類があります。

- ①**認容**：審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すること
- ②**棄却**：審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- ③**却下**：審査申出期間後に提出された申出や価格（評価額）以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から6か月以内に訴訟を提起することができます。また、審査委員会が審査申出を受け付けてから30日以内に審査決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

10 その他

審査の申出にあたっては、評価の根拠等について、あらかじめ資産税課で十分に説明を受けていただくようお願いします。

審査申出人の主張に理由があることを明らかにするために必要な事項については、直接市長に対して書面で照会することができます。

審査申出書の提出後、審査の決定までの間にその記載事項に変更が生じた場合は、直ちに書面で届けてください。

弁明書は、審査申出内容についての市長の主張を審査申出人にお伝えするために、審査委員会から送付しているものであり、審査委員会の最終判断を示すものではありません。

なお、審査委員会に審査の申出を行っても納税猶予等はなく、納期限までに納税しなければ督促状等が送付されますので、ご注意ください。

審査申出に関することは、

固定資産評価審査委員会事務局（073-435-1148）までお問い合わせください。